

教育委員会 12月定例会
教育長報告（1）

臨時代理の報告について

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2011年（平成23年）12月15日提出

藤沢市教育委員会
教育長 佐々木 柿己

臨時代理書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、市議会定例会提出議案（平成23年度藤沢市一般会計補正予算（第5号））に同意することについて、次のとおり臨時に代理する。

2011年（平成23年）11月21日

藤沢市教育委員会
教育長 佐々木 柿己

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（第16条及び第17条を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

市議会定例会提出議案（平成 23 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号））
に同意することについて

次のとおり平成 23 年度藤沢市一般会計補正予算について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2011 年（平成 23 年）11 月 21 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

提案する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。